



登録法が施行されて三年

軌道に乗った焼津市の住民登録
自分の爲です必ず登録を

住民登録法が施行されて
から本年七月一日で丁度満
三年になります。この間私
達焼津市でもこの法律の趣
旨目的を市民に徹底させた
ため機会ある毎に「公民権は
住民登録で」或は「転入、
転居、住所変更等の届出は
必ず十四日以内に致しまし
ょう」と啓蒙宣伝に努め
市民各位の協力を頼つて
収集したのですがその結果最
近では大部分の方々がこの
法律の内容をよく理解され
届出も一層良好となつたの
で市に保存する住民簿は整
備されるに至つたのであります。従つてこれが利用度
数は順次膨張し現在ではい
ろくの面に重要な資料と
して役立っております。

今こゝで参考迄に昭和二
十九年度(旧焼津市域)住
民登録の取扱い件数を申上
げると次のようになります。
左記の通り定期巡回相談所

例大ばこの利用面の一部
を申上げると次のような場
所には必ずこの住民簿が直
ちに活用される事となるの
も開設して居りますから、

発行所兼人正社員木鈴
印会社共有価

焼津市役所
印会社

一学令簿の調製整備
一身体障害者福祉法の適用
一確災者に対する救援及び
扶養家族の証明

一児童福祉法の適用

一身体障害者福祉法の適用

一年令の証明

一職業の証明

一遺族名簿の整備

一不在地主の認定

一居住関係証明の為め相当広

裁判所・警察署・郵便局、
各市町村等、その当該者の

商工業経営の合理化を計
るため店舗の診断、物産輸
送、調査照会、税務、融資

等について商工会議所は懇
切に指導相談に応じて居り
ますから御遠慮なく御利用

下さい。

新規事業開始

は左記の諸点に御留意の上

市役所福社事務所に御申込
み下さい。

一、どちらの事業も授職所

の内部で作業を行います

から通勤可能の人

二、年令は十八才以上なら

ば誰れでもよく男女は問

いります。

扶養家族の証明

賣春防止特別活動

婦人少年局で

六月十日より七月十日迄の一ヶ月間にわたつて、労働省では、婦人少年局が主となつて売春防止特別活動を実施しています。

終戦後の特殊現象としての性の混乱による売春問題は社会情勢が治まるにれて解決するものと期待されいましたが法の網をくぐる業者の莫大な利益、搾取の対象として、人権を無視される売春婦の数は年々増加し公然と中央の市街地も進出しています。いくら青少年の不良化防止、環境の浄化を計つてもこの問題をほんかぶりしておつては絶対に達せられるものではありません。私達の郷土からみんなの協力で売春をなくし明るい社会をつくりますよ。

「賣春はおそろしい」
△肉体をお金で売買することとは人間のすべき行為ではない。
△性病が培養されてやめちゃになる。
△性病が培養されてばらまかれる。

△性病行為がふえる
△日本の社会全体が貧しい
△売春街が発達していく女
子も男も誘惑をうけや
かれる。

△お金が非常に浪費される
△みだらな空氣にしげきされて強姦、ゆすり、たかり、麻薬の売買、殺入などの犯罪がふえる。
△正しい男女関係や家族關係が育たない。
△子供の教育に害毒をおよぼす。
「なぜ賣春行為が多いか」女性自身の問題として△精神的な独立性がとぼしい。
△だまされたり誘惑にまけることが多い。
△自分を大切にすることが少く「身うり」を親孝行と考えるものがある。

一般の考え方の問題として△婦人の人権を尊重しない△男子の「遊び」をやむを得ないと考える。

△正しい恋愛や愛情による結婚が少く女子の肉体の商品化をあやしまない。

△性病が培養されてばらまかれる。

すい。
戦後の特別な条件として道義のたいはい。
経済の不安定。

させがなければならない。

一般子女をまるために必

要か、

「売春街は必要か」

男子の性欲のはげうちとし

て必要か、

△女を買うのは性欲のはげ

ぐちとしてよりも「遊び」

としてのものが多い。

△教養や正しい男女交際によつて「遊び」はしない

△生理的な要求のために女

性を犠牲にする制度は正

しくない。

△青年のまんえんを防ぐため

に必要か。

△売春婦は一日にたくさん

の客に接するから毎日検

診しても効果は確実では

△ひとりひとりの人権を大

きに困ります。

△その他の売春婦が更生する

△その他売春婦が更生する

△その他の保護施設などを十

分にするよう協力する。

△その他の保護施設などを十

公民館シリーズ No. 1

平和の春に新しく郷士を興す喜びも公民館の無いからとげ合ひ心なごにかにと、各地区に公民館が設置されました。市の公民館は、小川、和田、大富畠田、東益津の旧店舗などを改造し漸く第一次の整備を完了しましたので、各種関係団体や機関と相協力して待望の活動を開始しました。つきましには、主権の所在である国民一人一人がその主権を行使するためには、高い教

養と正しい判断力を持たない限りこれほど危険な政治はない。それには社会教育の画期的な振興を期さなければならぬ。

第二は民主的な平和国家文化国家として起ち上り自発的な活動に基いて祖国再建、郷土建設を図らなければならない。などということから昭和二十一年七月五日公民館の設置運営について次官通牒があり昭和二十四年社会教育法の公布となり、公民館設置を推進し活動を推進してきたもので、

2、公民館は郷土振興の機

全国市町村津々浦々に普及發展して昨年四月には七九%が設置されました。

「公民館の性格」

次に公民館はどのような性格であるか簡単に説明します。

1、公民館は「いもこじ」の場です。

公民館は市民が相集つて教え合い導き合つてお互いの教養文化を高めるための民主的な社会教育施設でありいわゆる「いもこじ」の場

公民館は郷土振興の地下水的役割において町づくり運動を推進すると共に各種団体或は機関の連絡調整を図り郷土課題の発見と解決への全機能を集結し以て住みよい明るい郷土を建設する機関です。

動力です。

教養、文化
等教育活動に
關する議論

職業や生活に直接関係のある事業や施設を整え有機的な活動体です。

7、各種団体の連絡機関です地域における各種団体が個々散々であると無駄がでたり欠如している場合があります。そこで事務所を置いたり各種団体の連絡協調を図ることも公民館のもう一つ使命です要するに公民館は皆さんによつて、皆さんのために皆さんの手で運営して地域振興ひいては大焼津市が益々発展する様御協

一、水中二・四-D剤とは
二・四-Dと言えば、水溶性の除草剤として知らぬ者
ない程、普及し農家の年々行事の一つに数えられる
になつたが、湿田、半湿田等灌排水の困難な田には使
用出来ないといふ缺点が生じた。この缺点に着目し田
の水を落さずに使え、しかも従来の二・四-Dとその
効果が何ら変らない水中除草剤として出現したのが水
中二・四-D剤であります。

従来の三・四・Dでは、一度水を落して撒布しその後更にび漬水するという手間がかかるが、つたが、水中二・四・Dは水に難溶性又は遅溶性の形にかえて、漬水のまゝ撒布すれば、除々に沈降し難草のみに触して枯死させるものであります。

草の目的を達すること
來るので、その使用範
囲従来の二・四-Dより
広くなり実用化すると
2、水中二・四-Dの使
用水中の雑草に使用する
の使用量は、気候、土
栽培法、品種、灌水状
により異なるが大体反当
乃至一袋半つまり五〇
ら、七五〇gで本剤は
液として使用致します。
先づ所要量を手拭又
1セ勺に包んで四・五

お知らせ！

大住 増田晴利（九一〇・三）
↓中新田 郷社（二一）
大島 朝泉寺（一・三一・二・三）
↓道原 阿弥陀寺（三十四）

二十七日 和田地區
下小田 榮田神社前（九一）
↓和田漁会（三一）
右ニ門 公民館（三・三一四）

二十八日 東益津地區
当目堂前（九一〇）
茶工場（二・三〇一）
浜（二・三〇一）
↓山松院
公民館（一・三一ニ・三）
↓石畠
公民館（一・三一ニ・三）
↓大島
上 村松自転車店前（二一）

○前(二一〇)→水天宮(二三〇)
○三十日 慶津地區
一区公会堂(九一〇・三〇)→
四区公会堂(二一〇)→八
区公会堂(一三〇一・三〇)→
避病院前(三一四)

水 中 二 · 四 — D

が、水中二・四一D剤を使
用すれば、満水のまゝ又は
雨が降つても水をとめて撒
水の中で充分手でモミ出し
その後よく攪拌してから使
用する。又は本剤所要量を
ら幼稚形成期までの間大体
七月二十五日頃から八月五
日頃までであります。

本金庫移動出張
徵收計画表

四
二十九日 小川地區
二十二区公会堂(元一〇・三〇)